

内閣府告示第二百二十九号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のように定め、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(救援の程度及び方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。)

第十条第一項の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二十二号。以下「法」という。)第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十四条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準(次項において「特別基準」という。)を定める。

3 救援を実施する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長)は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定める

ところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民(法第五十二条第三項に規定するものをいう。以下同じ。)又は武力攻撃災害(法第二条第四項に規定するものをいう。以下同じ。)により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施すること。

ハ 避難所の設置のため、支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、一人一日当たり三百七十円以内とする。

ニ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。

二 長期避難住宅

収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を供与し、これに収容することができるとし、建設して供与するもの(以下「長期避難建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「長期避難賃貸型応急住宅」という。)又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 長期避難建設型応急住宅

(1) 長期避難建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これらの適当な公有地を利

用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

(2) 一戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、七百二十五万九千円以内とすること。

(3) 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するため施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。

(4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数ものを収容する施設をいう。）を長期避難建設型応急住宅として設置できること。

(5) 長期避難建設型応急住宅は、速やかに設置しなければならないこと。

(6) 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第一項本文、第三項から第五項まで並びに景観法（平成十六年法律第百十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第三百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条及び第八条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

(7) 長期避難建設型応急住宅の供与終了に伴う長期避難建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 長期避難賃貸型応急住宅

(1) 長期避難賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人

数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた金額とすること。

(2) 長期避難賃貸型応急住宅は、速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。

(3) 長期避難賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)に同様の期間とする。

三 応急仮設住宅

法第五十五条第一項又は第二項の規定に基づき避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれになくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設して供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

前号イ(1)から(7)までの規定は、建設型応急住宅に準用する。

ロ 賃貸型応急住宅

(1) 前号ロ(1)及び(3)の規定は、賃貸型応急住宅に準用する。

(2) 賃貸型応急住宅は、速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所に収容された者及び避難の指示（法第五十四条第二項

に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づく避難又は武力攻撃災害により住家に被害を受けたことにより現に炊事のできない者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千四百八十円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場

合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもつて決定すること。

季別	夏季	冬季
一人世帯の額	二万九百円	三万四千七百円
二人世帯の額	二万六千九百円	四万八千四百円
三人世帯の額	三万九千九百円	六万五千二百円
四人世帯の額	四万七千六百円	七万三千円
五人世帯の額	六万三百円	九万二千円
世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額	八千八百円	一万二千七百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うこ

とができる範囲の施術を含む）を行うことができること。
ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の搜索及び救出)

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の搜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 法第五十五条第一項又は第二項の規定に基づき避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の搜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救

出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

- イ 棺（附属品を含む。）
- ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十三万九千四百円以内、小人十九万五千五百円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民及び武力攻撃災害による被災者（以下「避難住民等」という。）に利用させることにより行うものであること。

三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(福祉サービスの提供)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の福祉サービスの提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難住民等のうち、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「武力攻撃災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものであること。
- 二 都道府県知事又は市町村長からの要請を受けて行うものであること。

三 次の範囲内において行うこと。

- イ 武力攻撃災害時要配慮者に関する情報の把握
- ロ 武力攻撃災害時要配慮者からの相談対応
- ハ 武力攻撃災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
- ニ 福祉避難所の設置

四 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、前号イからハまでの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、同号ニの場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とすること。

（武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理）

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 法第五十五条第一項又は第二項の規定に基づき避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

- イ ロに掲げる世帯以外の世帯 七十五万七千円
- ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十六万七千円

（学用品の給与）

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品
- 三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。
 - イ 教科書代
 - (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
 - (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
 - ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 一人当たり 五千八百円
- (2) 中学校生徒 一人当たり 六千円
- (3) 高等学校等生徒 一人当たり 六千六百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の搜索及び処理)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 法第五十五条第一項又は第二項の規定に基づき避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。
ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千八百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり六千円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十三条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第五号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 法第五十五条第一項又は第二項の規定に基づき避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十四万八千六百円以内とする。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十四条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給す

ることができる。

- 一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
- イ 避難住民等の避難所間の移動に係る支援
- ロ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ハ 医療の提供及び助産
- ニ 被災者の捜索及び救出
- ホ 福祉サービスの提供
- ヘ 死体の捜索及び処理
- ト 救済用物資の整理配分
- 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

(救援事務費)

第十五条 法第七十五条第一項の救援の事務を行うのに必要な費用(以下「救援事務費」という。)は、次の各号に定めるところによる。

- 一 救援事務費に支出できる範囲は、救援の事務を行うのに要した経費(救援の実施期間内のものに限る。)及び法第六十八条第一項第二号に規定する避難住民等の救援に関する措置に要する費用の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。
- イ 時間外勤務手当
- ロ 賃金職員等雇上費
- ハ 旅費
- ニ 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。)
- ホ 使用料及び賃借料
- ヘ 通信運搬費
- ト 委託費

二 各年度において、前号の救援事務費に支出できる費用は、前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和二

十二年政令第十六号)第四百三十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、当該合算した額の合計額が、当該年度に支出した救援事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

- イ 三千万円以下の部分の金額については百分の十
- ロ 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九
- ハ 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八
- ニ 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七
- ホ 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六
- ヘ 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五
- ト 五億円を超える部分の金額については百分の四

三 前号の「救援事務費以外の費用の額」とは、第二条から前条までに規定する救援の実施のために支出した費用、法第五十九条第一項に規定する損失の補償に要した費用の額(法第八十一条第二項及び第三項並びに第八十二条の規定による処分に係るものに限る。)、法第五十九条第二項に規定する実費の弁償に要した費用の額並びに法第六十条第一項に規定する損害の補償に要した費用の額(法第八十条第一項の規定による要請を受けて救援に必要な援助について協力をした者に係るものに限る。)及び法第六十条第二項に規定する損害の補償に要した費用の額の合計額(救援事務費の額を除く。)をいう。

(準用)

第十六条 第一条から前条までの規定は、法第七十二条第一項の緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条

武力攻撃事態等における 武力攻撃事態等にお

第一条	第一条	第一条	第一条	第一条
国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十條第一項	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五條第一項各号	令第九條各号	法第七十五條第一項第一号	避難住民（法第五十二條第三項に規定する避難住民をいう。以下同じ。）
国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十二條において準用する令第十條第一項	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第八十三條において準用する法第七十五條第一項各号	令第五十二條において準用する令第九條各号	法第八十三條において準用する法第七十五條第一項第一号	避難住民（法第八十三條において準用する法第五十二條第三項に規定する避難住民をいう。以下同じ。）

第二条第一号イ	第二条第二号イ(6)	第二条第三号、第六条第一号、第十条イ及び第十三条第一号	第二条第三号、第三条第一号イ及び第二号イ、第四条第一号イ及び第四号、第五条第一号イ及び第二号イ、第六条第一号、第七条第一号、第八条第一号、第九条第一号、第十条の見出し、第一項柱
武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）	法第八十九條第三項	法第五十五條第一項又は第二項	武力攻撃災害
緊急対処事態における災害（武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。以下同じ。）	法第八十三條において準用する法第八十九條第三項	法第八十三條において準用する法第五十五條第一項又は第二項	緊急対処事態における災害

第十三条	令第九条第五号	令第五十二条において準用する令第九条第五号
第十四条	法第七十五条第一項各号	法第八十三条において準用する法第七十五条第一項各号
第十五条	法第七十五条第一項	法第八十三条において準用する法第七十五条第一項
第十五条第一号	法第六十八条第一項第二号	法第八十三条において準用する法第六十八条第一項第二号
第十五条第三号	法第五十九条第一項	法第八十三条において準用する法第五十九条第一項
第十五条第三号	法第八十一条第二項及び第三項並びに第八十二条	法第八十三条において準用する法第八十一条第二項及び第三項並びに第八十二条
第十五条第三号	法第五十九条第二項	法第八十三条において準用する法第五十九条第二項
第十五条第三号	法第六十条第一項	法第八十三条において準用する法第六十条第一項

第十五条第三号	第八十条第一項	て準用する法第六十条第一項
第十五条第三号	法第六十条第二項	法第八十三条において準用する法第六十条第二項

前 文〔抄〕（平成二十六年三月三十一日内閣府告示第二十号）
平成二十六年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（平成二十七年三月三十一日内閣府告示第四十五号）
平成二十七年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（平成二十八年三月三十一日内閣府告示第一百三十一号）
平成二十八年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（平成二十九年三月三十一日内閣府告示第五百三十四号）
平成二十九年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（平成三十年三月三十日内閣府告示第五十二号）
平成三十年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（令和元年九月三十日内閣府告示第九十号）
令和元年十月一日から適用する。

前 文〔抄〕（令和四年三月三十一日内閣府告示第三十八号）
令和四年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（令和五年三月三十一日内閣府告示第三十七号）
令和五年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（令和七年四月十五日内閣府告示第八十九号）
令和七年四月十五日から適用する。

前 文〔抄〕（令和七年八月一日内閣府告示第一百十号）
令和七年八月一日から適用する。

前 文〔抄〕（令和八年六月五日内閣府告示第七十三号）
令和八年六月五日から適用する。